

国内発生早期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

<府内未発生期>

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

<府内発生早期>

府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

目的：

- 1) 府内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。府内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、府民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 府内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、府民生活及び府民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

府対策本部は、府有識者会議等の意見を踏まえ、国の基本的対処方針及び府行動計画等に基づき、対策を協議し、実施する。(全部局)

(1)-2 政府現地対策本部との連携

府は、国が、府に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。(危機管理監、健康福祉部、関係部局)

(1)-3 緊急事態宣言の措置

- ① 府は、国が府域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び府行動計画に基づき、必要な対策を実施する。(全部局)
- ② 市町村は、緊急事態宣言をがなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

- ① 府及び京都市は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握及び学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)
- ② 府及び京都市は、国に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、府内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、国に対して、発生状況を速やかに報告し、連携しながら必要な対策を実施する。(健康福祉部)

(2)-2 調査研究

府及び京都市は、国と連携し、発生した府内患者について、初期の段階には、積積的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(健康福祉部)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 府は、府民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由及び対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)
- ② 府は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。
また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、教育委員会、文化環境部、関係部局)
- ③ 府は、府民から相談窓口(専用コールセンター等)などに寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映させる。
(危機管理監、知事直轄(知事室長)、健康福祉部、関係部局)

(3)-2 情報共有

府は、国、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と対策の現場の状況把握を行う。(危機管理監、健康福祉部)

(3)-3 相談窓口の体制充実・強化

府は、相談窓口(専用コールセンター等)を充実・強化する。(府民生活部)
市町村に対し、相談窓口の体制の充実・強化を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 府内でのまん延防止対策

- ① 府及び京都市は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛の要請、健康観察等)などの措置を行う。(健康福祉部)

国内発生早期

- ② 業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 府及び京都市は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係部局)
 - ・ 府及び京都市は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
 - ・ 府は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(教育委員会、文化環境部)
 - ・ 府及び京都市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。(建設交通部、関係部局)
- ③ 府は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

(4)-2 水際対策

- ① 府及び京都市は、国の水際対策が継続される場合、引き続きそれに協力する。(健康福祉部、建設交通部、警察本部)
- ② 府及び京都市は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったと国が判断した場合には、その指示に従う。(健康福祉部、建設交通部)

(4)-3 予防接種

府は、国においてワクチンが確保された場合は、ワクチンが円滑に供給できるよう準備を行うとともに、特定接種を進める。(知事直轄(職員G)、健康対策課)

<住民接種>

- ① 市町村は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。(健康福祉部)
- ② 市町村は、接種の実施に当たり、府及び国と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場

を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(健康福祉部)

③ 情報提供

府及び市町村は、住民や関係機関に対し、接種に関する情報提供を行う。(健康福祉部)

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 特措法第45条第1項の規定により、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)とすることが考えられる。(危機管理監、関係部局)

- ・ 特措法第45条第2項の規定により、学校、保育所等(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。)第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(教育委員会、文化環境部、関係部局)

- ・ 特措法第24条第9項の規定により、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項の規定により、指示を行う。

特措法第45条の規定により、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(危機管理監、関係部局)

- ② 府は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第45条及び感染症法の規定による措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。(危機管理監、健康福祉部)
- ③ 市町村は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

府は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

また、京都市に対して、同様の対応を要請する。(健康福祉部)

府は、京都市と連携し、患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を踏まえ、府有識者会議等の意見を聴き、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。(健康福祉部)

(5)-2 患者への対応等

- ① 府及び京都市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、必要と判断した場合に、府は保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。
全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(健康福祉部)
- ③ 府及び京都市は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した

ものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（健康福祉部）

(5)-3 医療機関等への情報提供

府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（健康福祉部）

(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

① 府は、府内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康福祉部）

② 府は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（健康福祉部）

(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

府は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。（健康福祉部）

(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。（危機管理監、関係部局）

(6)-2 府民・事業者への呼びかけ

府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（危機管理監、関係部局）

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。（関係部局）

(6)-3-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（関係部局）

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である府、市町村、指定（地方）公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。（関係部局）

(6)-3-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。（関係部局）

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる。（関係部局）

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる。（関係部局）

(6)-3-4 サービス水準に係る府民への呼びかけ

府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

(6)-3-5 緊急物資の運送等

- ① 府は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係部局）
- ② 府は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（健康福祉部）
- ③ 府は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係部局）

(6)-3-6 生活関連物資等の価格の安定等

府及び市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

(6)-3-7 犯罪の予防・取締り

府は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

国内発生早期